

仕様書変更対照表

令和6年5月21日  
宮崎県薬務感染症対策課

令和6年5月8日付けで公示した、「令和6年度宮崎県子宮頸がん予防（HPV）ワクチン接種促進のための普及啓発事業に係る業務委託仕様書」については、下記のとおり変更します。

変更前	変更後
<p><b>3 委託業務の内容</b></p> <p><b>(2) 接種対象者及びその保護者等向けの講演会の実施</b></p> <p>接種対象者やその保護者等へのワクチン接種に関する正しい知識の普及と接種啓発につながる講演会を実施する。</p> <p>以下に示す内容に沿って、講演会の運営を行う。</p> <p>ア 講演会対象者</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 定期接種対象者(小学6年生～高校1年生相当の女子)</li><li>2) キャッチアップ接種対象者(17～<b>26</b>歳の女性)</li><li>3) 上記接種対象者保護者(30代～60代) 等</li></ol> <p><b>(3) 接種対象者とその保護者に向けた啓発動画の制作</b></p> <p>接種対象者とその保護者が子宮頸がんの理解とがん予防のためのワクチン接種に関心を持つことができるよう、教育機関等で放映可能なワクチン接種勧奨に関する啓発動画の作成を行う。</p> <p>以下に示す内容に沿って、解説動画の制作（企画、デザイン、撮影、編集等）を行うこと。ただし、規格及び内容・構成について、他により良い案が</p>	<p><b>3 委託業務の内容</b></p> <p><b>(2) 接種対象者及びその保護者等向けの講演会の実施</b></p> <p>接種対象者やその保護者等へのワクチン接種に関する正しい知識の普及と接種啓発につながる講演会を実施する。</p> <p>以下に示す内容に沿って、講演会の運営を行う。</p> <p>ア 講演会対象者</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 定期接種対象者(小学6年生～高校1年生相当の女子)</li><li>2) キャッチアップ接種対象者(17～<b>27</b>歳の女性)</li><li>3) 上記接種対象者保護者(30代～60代) 等</li></ol> <p><b>(3) 接種対象者とその保護者に向けた啓発動画の制作</b></p> <p>接種対象者とその保護者が子宮頸がんの理解とがん予防のためのワクチン接種に関心を持つことができるよう、教育機関等で放映可能なワクチン接種勧奨に関する啓発動画の作成を行う。</p> <p>以下に示す内容に沿って、解説動画の制作（企画、デザイン、撮影、編集等）を行うこと。ただし、規格及び内容・構成について、他により良い案が</p>

あれば提案すること。

ア 広報ターゲット

- 1) 定期接種対象者(小学6年生～高校1年生相当の女子)
- 2) キャッチアップ接種対象者(17～26歳の女性)
- 3) 上記接種対象者保護者(30代～60代) 等

(4) 接種対象者及びその保護者に対するテレビCM及びシネアドによる広報の企画・実施

接種対象者及びその保護者がワクチン接種について興味を持ち、かつその必要性を認識することができるよう、テレビCMを用いて、広く広報を行う。

以下に示す内容に沿って、企画・実施すること。その他、効果的な方法があれば提案すること（SNS広告を除く）。

ア 広報ターゲット

- 1) 定期接種対象者(小学6年生～高校1年生相当の女子)
- 2) キャッチアップ接種対象者(17～26歳の女性)
- 3) 上記接種対象者の保護者(30～60代)

イ 媒体・方法

- 1) テレビCM及びシネアドによる広報とすること。
- 2) 広報ターゲットに見合った有効な手段(時間・回数等)で実施すること。
- 3) 放映動画は、県から提供するデータを使用すること。(定期接種及びキャッチアップ接種について各15秒バージョン)

あれば提案すること。

ア 広報ターゲット

- 1) 定期接種対象者(小学6年生～高校1年生相当の女子)
- 2) キャッチアップ接種対象者(17～27歳の女性)
- 3) 上記接種対象者保護者(30代～60代) 等

(4) 接種対象者及びその保護者に対するテレビCM及びシネアドによる広報の企画・実施

接種対象者及びその保護者がワクチン接種について興味を持ち、かつその必要性を認識することができるよう、テレビCMを用いて、広く広報を行う。

以下に示す内容に沿って、企画・実施すること。その他、効果的な方法があれば提案すること（SNS広告を除く）。

ア 広報ターゲット

- 1) 定期接種対象者(小学6年生～高校1年生相当の女子)
- 2) キャッチアップ接種対象者(17～27歳の女性)
- 3) 上記接種対象者の保護者(30～60代)

イ 媒体・方法

- 1) テレビCM及びシネアドによる広報とすること。
- 2) 広報ターゲットに見合った有効な手段(時間・回数等)で実施すること。
- 3) アの1)、3) (定期接種) に対する放映動画は、県から提供するデータを使用すること。(15秒バージョン)  
アの2)、3) (キャッチアップ接種) に対する放映動画は、ウにて定める内容にて作成すること。

ウ 内容・構成 (定期接種に関する放映動画データは県から提供するため本

<p>ウ 実施スケジュール</p> <p>1) 打ち合わせ：契約～令和6年7月上旬頃</p> <p>2) 7月下旬～1月中旬に放映すること。 （長期休暇に接種が進みやすいため、学生の夏休み・冬休み前に集中的に行う。）</p> <p>エ 経費等</p> <p>委託経費には、広報に係る打ち合わせ、放映費等すべての経費を含む。</p>	<p>事項は該当しない)</p> <p>1) 広報ターゲットが HPV ワクチン接種について関心を持ち、また、接種の必要性を感じられるような内容とすること。 例：・ヒトパピローマウイルス(HPV)は、女性のほとんどが一生涯に一度は感染すること。 ・宮崎県は子宮頸がん罹患率が全国1位であること。 ・HPV ワクチン接種により、HPV 感染の90%を予防できること。 ・キャッチアップ接種の実施期間が残り僅かであること(2025年3月末まで)。 ・キャッチアップ接種対象期間を過ぎると、自費での接種となり、最大10万円がかかること。</p> <p>2) 広報ターゲットの年代層が関心を持ちやすい構成を心がけること(説明的になりすぎず、見やすさを重視すること)。</p> <p>3) 宮崎県の独自性を盛り込むこと(県のロゴやキャラクターを動画中に掲載する等)。</p> <p>エ 実施スケジュール</p> <p>1) 打ち合わせ：契約～令和6年7月上旬頃</p> <p>2) 7月下旬～1月中旬に放映すること。 （長期休暇に接種が進みやすいため、学生の夏休み・冬休み前に集中的に行う。）</p> <p>オ 経費等</p> <p>委託経費には、広報に係る打ち合わせ、企画・デザイン、取材、撮影、編集、放映費等すべての経費を含む。</p>
---	---

**(5) 接種対象者に対するリーフレット及びポスターの印刷、及び配布**

対象者に直接的に県独自のリーフレット及びポスターを用いた啓発を行う。

以下に示す内容に沿って、HPV ワクチンの接種勧奨に関するリーフレット及びポスターの印刷及び配布を行うこと。

ア 広報ターゲット

- 1) 定期接種対象者(小学6年生～高校1年生相当の女子)
- 2) キャッチアップ接種対象者(17～26歳の女性)
- 3) 上記接種対象者保護者(30代～60代) 等

**(5) 接種対象者に対するリーフレット及びポスターの印刷、及び配布**

対象者に直接的に県独自のリーフレット及びポスターを用いた啓発を行う。

以下に示す内容に沿って、HPV ワクチンの接種勧奨に関するリーフレット及びポスターの印刷及び配布を行うこと。

ア 広報ターゲット

- 1) 定期接種対象者(小学6年生～高校1年生相当の女子)
- 2) キャッチアップ接種対象者(17～27歳の女性)
- 3) 上記接種対象者保護者(30代～60代) 等

**8 仕様書に定めのない事項の取扱**

仕様書に定めのない事項であっても、仕様書に定める業務に当然に付随する作業であるなど、業務執行上必要と判断される事項については、委託業務の範囲内の業務として取り扱うものとする。

なお、委託業務の範囲内の業務として取り扱うかどうか不明なものについては、その都度、宮崎県薬務感染症対策課と受託者との間で協議するものとする。